

財形住宅貯蓄約款

令和7年1月6日現在

1. 要件・預入れの方法等

- (1) 本規定は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）第6条第4項に基づく財形住宅貯蓄についての当金庫の取扱いを定めたものです。
- (2) 当金庫では財形住宅貯蓄を財形預金（以下「この預金」といいます。）により取り扱います。
- (3) この預金を利用する預金者は、財形法第2条で定める勤労者でなければなりません。
- (4) 5年以上の期間にわたり、毎年一定の時期に新規の積立てをしていただきます。
- (5) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (6) この預金の預入れは、1回1,000円以上1,000円単位とします。
- (7) この取引による利子所得は、租税特別措置法に定める要件に該当し所定の手続を行うことにより非課税となります。なお、非課税限度額を超える場合、それ以降に支払われる利息は課税で取り扱われます。

2. 預金の種類、期間等

- (1) この預金は、財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受ける口座に預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) 預入れから1年経過後は、払戻しを行った日を満期日とします。

3. 自動継続

この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても前項と同様とします。

4. 預金の払戻し

この預金の元利金の一部または全部の払戻しは、持家としての住宅を新築・購入増改築または大規模な修繕（以下「住宅の取得等」といいます。）に要する費用の一部または全部に充てる場合に行い、その払戻方法は以下によります。なお、払戻しの場合、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、財形事務センターに提

出してください。

- ① 住宅の取得等の日（新築・購入の時は引渡日、増改築または大規模な修繕の時は工事完了日。以下同じ。）以降に払い戻す場合

A. 払戻額

払戻額は住宅の取得等に要した費用の額以下の額を支払います。

B. 払戻期限

払戻期限は住宅の取得等の日から1年以内とします。

C. 提出書類

確認書類として住宅の登記簿謄本等、財形法に定められた所定の書類（またはその写し）を所定の期間内に財形事務センターに提出してください。

- ② 住宅の取得等の日以前に払い戻す場合

A. 払戻額

払戻額は費用の額または預金残高の90%のいずれか低い額を一部払戻しとして支払います。なお、この場合住宅の取得等に要する費用の額が当該払戻しの額を超えているときは、当該超えている部分の額を限度とし、一部払戻後の残高を支払います。ただし、この残高の払戻しは1回に限るものとし、払戻期限は上記払戻しの日から2年以内、かつ、住宅の取得等の日から1年以内とします。

B. 提出書類

払戻しの確認書類として、建設工事請負契約書等、財形法に定められた所定の書類（またはその写し）を財形事務センターに提出してください。また、払戻しの日から2年以内で、かつ、住宅の取得等の日から1年以内に住宅の登記簿謄本等、財形法に定められた所定の書類（またはその写し）を所定の期間内に財形事務センターに提出してください。

5. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当金庫所定の利率によって計算します。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてはその預入日（すでに預け入れられている金額については継続日）から適用します。
- (2) 第8条第1項により解約する場合および第8条第3項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 2年以上利率×40% |
| ③ 1年以上2年未満 | 2年未満利率 |
| ④ 2年以上 | 2年以上利率 |

(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第8条第2項から第5項までの各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条各項の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

7. 取引の制限等

- (1) 当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等のこの取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

8. 預金の解約

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) 預金者が次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を事業主または届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 預金者が存在しないことが明らかになった場合または預金者の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 預金者が第16条第1項に違反した場合

- ③ 当金庫が別途定める取引時確認手続において確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
- (3) 前項のほか、預金者が次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。
- ① 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDまでに準ずる行為
- (4) 事業主または事業主の役員が次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または事業主または事業主の役員に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を事業主または届出のあった氏名、住所にあてて発信

した時に解約されたものとします。

- ① 事業主または事業主の役員が存在しないことが明らかになった場合または事業主または事業主の役員の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② 事業主または事業主の役員が第16条第1項に違反した場合
 - ③ 当金庫が別途定める取引時確認手続において確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為および犯罪行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合
- (5) 前項のほか、事業主または事業主の役員が次の各号の一にでも該当し、事業主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または事業主に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。
- ① 事業主または事業主の役員が、暴力団員等に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ② 事業主または事業主の役員が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDまでに準ずる行為
- (6) 預金者からこの取引の解約の申出を受けたとき、または第2項から第5項までによりこの取引が解約されたとき、この預金の残高がある場合は、当金庫はこの預金を当金

庫所定の手続によりすべて解約の上、第5条第2項の解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。

- (7) この預金は、解約する預金を指定せずに払戻請求することができます。この場合、次の各号に従い、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を解約します。
- ① 同一口座に複数の預金がある場合は、払戻時点で満期日までの残存期間が短い預金から取り崩します。
 - ② 前号で、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。

9. 税額の追徴

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って所定の税率により計算した国税および地方税を追徴します。

- ① 第4条によらない払戻しがあった場合
- ② 第4条による確認書類が所定の期間内に提出されなかった場合
- ③ 第4条第2項による確認書類により、払戻しが所定の要件を満たしていなかったことが判明した場合

10. 差引計算等

- (1) 第7条第3項の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
- ① 第7条第3項の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに財形事務センターに支払ってください。
- (2) 前項により解約する場合の利率は、この預金の約定利率とします。

11. 転職時等の取扱い

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引き続き預入れすることができます。

12. 非課税扱いの適用除外

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第3項および第4項による以外の預入れがあった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

13. 預入金額の変更

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって財形事務センターに申し出てください。

14. 届出事項の変更等

届出の印章を紛失されたとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があるときは、直ちに当金庫所定の手続により届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. 印鑑照合

- (1) この取引につきましては、財形住宅貯蓄申込書または財形住宅貯蓄引継申込書による預金者の届出印を必ずご使用ください。
- (2) この取引に関する書類に押印された印影を届出の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえはそれらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、または第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選出がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当金庫所定の方法により届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選出がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

19. 約款の変更

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

20. その他

- (1) 残高の通知については、定期的に発行する「財産形成貯蓄（一般・年金・住宅）残高のお知らせ」等により年1回以上お知らせします。
- (2) 利息等の諸計算については、当金庫所定の方法によります。
- (3) 本規定に定める取引は、事業主を通じて行っていただきますが、退職された場合には直接当金庫と行ってください。

以上